

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の一部を改正する件（告示案）」
に関する意見募集の結果について

No.	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	保存年限について具体的数字をガイドライン上で示唆するか、または別途各々で定める必要がある旨が明記されるべきではないかと考えます。	個々の機関によって、利用しているシステムの仕様等は様々であることから、ガイドラインにおいて取得番号の具体的な保存年限を一律にお示しすることは適当ではないと考えます。 このため、各機関において、合理的な期間内で保存年限を御判断いただくこととなります。この点については、改正案文においても、「文書管理に関する規程等によって定められている保存期間を経過した場合には、取得番号を削除する必要がある」旨を記載しており、現状の記述で御理解いただけるものと考えます。
2	「情報提供用個人識別符号」は「個人番号」と一対一の対応関係ではあるものの、「情報提供用個人識別符号」及び他情報から「個人番号」の導出は出来ず、またその発番の番号体系が機関ごと（つまり、機関 A における番号 xxxxx は、機関 B における番号 xxxxx と同じ個人を指さない、という事。）であるのであれば、およそ削除の必要性が無いものではないかと思われるのであるが、どうなのであろうか。 この場合、削除については、純粋に個人情報使用についての専ら公正性確保のためのトレーサビリティ（どのような機会にどのようにして個人情報を入手したかの識別等）の低下を招くだけになるのではないかと思われるのであるが。 この見地に立っての意見を行う。 ＞新旧対照表（行政機関等・地方公共団体等編） ＞新旧対照表（事業者編）	本改正案では、御指摘の「情報提供用個人識別符号」ではなく、当該符号の取得過程において用いられる符号である「取得番号」の取扱いについて記載しています。 なお、「情報提供用個人識別符号」に関しましては、各機関において適切に保存されております。

No.	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	本改正に反対である。 そもそも行政以外に出る事が通常無い事から、削除する必要性が薄いものであるし、また本人等による確認及び捜査機関等による捜査の対象となりうるものであって（当然、それらについては行える方が望ましい。）、はっきり言って、ずっと保存し続けた方が良いものである。絶対的に。絶対的に、である。 これを違えるのは、必ずや個人情報保護委員会に綻びが生じた事に違いないと考えるのであるが、ログに関しての情報を削除するなどという事は個人情報保護においてかなり問題である事であるので、「個人情報保護」のために、この様な改正は行わないでいただきたいと考える。 行政機関が関係して、あるいは他組織的犯罪者によって発生した犯罪事態についての検知が行いにくくなる様な事をしようとしているのではないかと推察されるのであるが、それは絶対的に問題であるので、情報提供用個人識別符号の削除については、行わないようにされたい。 （本来的な目的はともかくとして、行為についての履歴についての公正さ・トレーサビリティの確保というのは、何があっても絶対的に必要であるはずであるが、それは当然に行政においてひろく「目的の達成に必要」となるはずのものである。国民としては、行政機関による不法も、また組織犯罪者等による勝手な行いなども、絶対に許さないのであるが、国は、国民のために、問題ある事態についての検知可能性について保護を行っていただきたい（※一般に、保証すべきであるとすら考えられるものである。エンジニアとしては絶対的にこの情報の削除は許されないと考える。）。） それと、付記的に述べるのであるが、情報提供用個人識別符号については、ネットワーク等を発信されただけで、そのネットワークを運営している者やその関係者、あるいは他盗聴者などには知られてしまう様なものである（独自に暗号化されて	

No.	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	いてもなお、である。内部犯などどこにでもいるし、大手のネットワーク事業者や証明書発行者もそこまで信用の出来たものではないという認識でいるべきである。 (Amazon や Google、あるいは他サービスで、監視や悪戯、あるいは本来あるはずが無いはずの差別的対応をされているかの様な嫌な感じを受けた者は相当に多いはずである。(それらの事業者は、自らのサービスにおける不正に該当する様な問題を市民からいくつか指摘されていたりもする。(なお、それらの事業者は、CDN やクラウドの提供者(グループとしての提供だったりするが。)でもあったりする。))、そこで情報提供用個人識別符号の発信を行われた機関のみがそれを消すのは、正直に言って、公正な者達・国民にとって一方的に損だけではないかと考えられるものである。 情報提供用個人識別符号については、基本として削除について行わないようにしていただきたいと考える。 今回の改正内容については、改正を取りやめていただきたい。	

※ 上記意見のほか、告示（案）の内容とは関係がないと考えられる御意見が2件ありました。御意見ありがとうございました。

【凡例】

「ガイドライン」：特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）